

規 則 名	理 由	要 旨
<p>奈良県立高等学校等職員 の人事評価に関する規則の 一部を改正する規則</p>	<p>地方公務員法及び地方独 立行政法人法の一部を改正 する法律の施行に伴い、人 事評価制度について見直す ため、所要の改正をしよう とするものである。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1025 323 2033 459">1 対象となる職員の範囲の見直し 原則として、一般職の職員を対象とする。 (第2条関係) <li data-bbox="1025 483 2033 619">2 評価の種類の見直し 「勤務状況評価」を「総合評価」に改める。 (第4条、第6条関係) <li data-bbox="1025 643 2033 778">3 苦情の申出の創設 評価結果に苦情がある職員は、苦情申出ができるものとする。 (第8条関係) <li data-bbox="1025 802 2033 826">4 その他所要の規定の整備を行う。 <li data-bbox="1025 850 2033 986">5 施行期日 平成28年4月1日から施行する。 (改正附則関係)

規則名	理由	要旨
<p>奈良県県費負担教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則</p>	<p>地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、人事評価制度について見直すため、所要の改正をしようとするものである。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 対象となる職員の範囲の見直し 原則として、一般職の職員を対象とする。 (第2条関係) 2 評価の種類の見直し 「勤務状況評価」を「総合評価」に改める。 (第4条、第6条関係) 3 苦情の申出の創設 評価結果に苦情がある職員は、苦情申出ができるものとする。 (第8条関係) 4 その他所要の規定の整備を行う。 5 施行期日 平成28年4月1日から施行する。 (改正附則関係)